

眉山公園における公園使用許可条件の一部緩和およびイベント支援について（実証実験）

眉山未来プロジェクトの一環として、眉山の新たな魅力、さらなるにぎわいの創出を図り、眉山公園におけるイベント等の実施の可能性を検証することを目的に実証実験を行います。本実証実験では、従来の公園使用ルールを一部緩和するとともに、以下に記載された支援を行います。

1. 実施内容

次の公園において、公園利用ルールの一部緩和を実施します。

対 象 公 園	眉山公園
実 施 期 間	令和8年9月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

2. 公園使用ルールの一部緩和

実証実験の実施に伴い、上記の対象公園、実施期間に限り、通常の公園使用ルールを一部緩和し、次のルールを適用します。

通常の公園使用ルールでは許可できなかった内容について、眉山未来プロジェクトの趣旨を理解し、実証実験として公園緑地課の求める内容にご協力いただくことで開催が可能となります。

行為の一例	基本ルール	特例ルール	許可条件（一部抜粋）
物販行為・興行行為	△	○	申請時に取扱品目の提出
夜間音楽イベント	△	○	周辺住民・施設等に迷惑がからないこと
キャンプイベント およびそれに伴う BBQ・手持ち花火 等	×	○	責任者の配置 ゴミの処理 火気取扱責任者の配置 火気や炭の取扱ルールの提出 消防等関係機関への事前協議

通常の公園使用ルールでは、物販行為・有料の興行行為を行う場合や使用料の減免を申請する場合、副申の提出を求めています。本実証実験においては、副申の提出を求めません。

3. 支援内容

- (1) 公園緑地課が所有する備品の無償貸出（備品は別紙参照）
- (2) 眉山未来プロジェクト広報媒体（Instagram・ホームページ等）の活用、広報活動の協力
- (3) 「徳島市（眉山未来プロジェクト）後援」の名義使用
※別途申請書等の提出が必要
- (4) その他、イベントの実施に関する支援・協力については、必要に応じて要相談とします。

4. 使用許可条件等について

- (1) 企画段階から公園緑地課および徳島市公園緑地管理公社との事前協議を必要とします。
- (2) イベントの内容が広く市民を対象としたものであり、かつ、「眉山未来プロジェクト」の趣旨に資すると認められた場合に限り、許可します。なお、公園の使用許可の可否および許可に付す条件については、公園緑地課および徳島市公園緑地管理公社が総合的に判断するものとします。
- (3) 申請者は、法人その他これに類する団体のうち、「眉山未来プロジェクト」の趣旨に賛同し、その趣旨に沿ったイベントを自ら企画・実施する主体であって、公園の使用及びイベントの実施主体として適切であると公園緑地課および徳島市公園緑地管理公社が認める者に限ります。個人による申請は、原則として受け付けません。
- (4) イベント実施後のヒアリング・アンケート等（来場者数・滞在時間・売上金額の報告等）に協力するとともに、公園緑地課からの聞き取りに協力してください。
- (5) 来場者アンケートの実施に協力してください。
- (6) 「眉山未来プロジェクト」の広報活動に協力してください。
- (7) イベントの実施に伴いトラブルが発生した場合は、事業者の責任において適切に対応し、その内容を市に遅滞なく報告してください。また、公園を破損、汚損させた場合、事業者の責任において原状回復に努めてください。
- (8) 申請に虚偽があった場合や条件等を守らない場合、公園使用許可を取り消すことがあります。
- (9) 物販行為等を行う場合は、徳島市都市公園条例に基づく使用料が発生するため、所定の使用料は遅滞なく納付してください。
- (10) その他、個別の詳細な条件については、公園緑地課および徳島市公園緑地管理公社との協議によって決定します。

5. 備品貸出について

- (1) 貸出を希望する場合は、公園使用許可申請書の『貸出希望備品』の欄に貸出希望備品、貸出日時及び貸出個数をご記載ください。
- (2) 貸出の際には、公園緑地課職員が立会いの下、徳島中央公園内公園管理事務所前にて行います。
- (3) 貸出期間中の備品は、借用者の管理のもと適切に管理し、紛失、破損があった場合には弁償していただきます。
- (4) 貸出期間は、公園使用許可期間内とします。使用が長期間に及ぶ場合、利用をお断りすることがあります。

6. 提出書類

- (1) 公園使用許可申請書（実証実験用）
- (2) 火気使用許可申請書（火気の使用がある場合のみ提出）
- (3) 企画書
- (4) 位置図
- (5) 占用料等減額（免除）申請書

その他の書類について、公園緑地課および徳島市公園緑地管理公社が提出を求める場合があります。

7. 申請方法

持参、郵送、メール、FAX のいずれかの方法で、上記提出書類を提出してください。

【住 所】 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地(本館4階)
徳島市都市建設部 公園緑地課 管理担当

【メールアドレス】 koen_ryokuchi@city-tokushima.i-tokushima.jp

【電 話 番 号】 088-621-5295

【F A X】 088-621-5273

応募状況などご不明な点は上記連絡先までご相談ください。

8. その他

- (1) 多くの方に利用していただくために、長期間の利用、複数回の利用はお断りする場合があります。
- (2) イベント内容及び企画内容によって、公園使用をお断りする場合があります。
- (3) 安全対策、公園の原状回復については、通常の公園ルールと同様です。
- (4) イベント等で発生したごみについては、適切な処理をお願いします。
- (5) 近隣施設および道路状況に配慮した開催内容にご協力をお願いいたします。
- (6) その他ご不明点は公園緑地課までご相談ください。

以上